

融資あっせんのご案内～住宅修築資金融資あっせん制度～

ご自宅の改修、リフォーム等を促進するために、区から区内及び近隣区の信用金庫へ低金利で融資のあっせんをします。あっせんによる融資を受けられた場合、区から保証料及び利子の一部補助があります。

最大
500万円
あっせん

※改修に要する金額の範囲内

必ず
保証料全額補助

利子補助
最大2.0%

※融資あっせんの種類により異なります。

融資利率

特別低利
2.0%

融資期間

～300万円：7年間
300万円～500万円：10年以内
※据置期間3か月（防災対策及びアスベスト対策は6か月）を含む。

返済方法

元金均等払い

■ 申込要件

住宅	区内に所在するもの
申込人	<ol style="list-style-type: none"> 改修後、居住すること。 前年の所得額が1,200万円以下であること。 住民税を滞納していないこと。 申込時の年齢が18歳以上であること。 <p>※金融機関によって融資可能な年齢が異なります。あっせん希望先の金融機関で事前にご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> （一社）しんきん保証基金と保証委託契約を結ぶこと。

■ 融資あっせんの種類

区分	対象	利子補助	
一般	住宅の安全性、耐久性又は居住性を高めるための改修等を行う場合	なし	
子育て世帯等	申込人が、 子育て世帯 （義務教育終了前の子どもがいる世帯）又は 若年夫婦 （夫婦いずれもが40歳未満の夫婦）であり、子育てや生活がしやすくなるように改修等を行う場合	なし	所得制限以下の場合※2全額
特別	申込人又は改修後同居する親族が 高齢者 （65歳以上の方）又は 障害者 ※1であり、その方が生活しやすくなるように改修等を行う場合	半額	
道路交通騒音防止	道路に面している住宅の静穏な生活環境を確保するため、住宅部分の開口部、内壁、空気調整機等の改良工事又は取り付け工事を行う場合	半額	
防災対策	<ol style="list-style-type: none"> 建築士等の資格を有する者が調査を行った結果、耐震対策のため必要と判断された公道等に面したブロック塀の改造（撤去含む）工事を行う場合 耐震診断の結果に基づき作成した耐震改修計画により改修工事を行う場合 	全額	
アスベスト対策	アスベストの含有が確認された施工箇所について、吹付けアスベストの除却及び復旧又は囲い込み等の修繕工事を行う場合	全額	

※1 障害者：身体障害者手帳（1～4級）、愛の手帳（1～4度）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方及び脳性まひ又は進行性筋萎縮症の方、国の指定難病等の難病医療費助成を受けている方等（詳しくはお問合せください。）

※2 所得は申込人の所得のみで計算します。（世帯所得ではありません。）

【子育て世帯等】 扶養人数0人の場合4,800,000円 1人の場合5,180,000円 2人の場合5,560,000円
3人目以降については、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算

【特別】 世帯人数1人の場合2,568,000円 2人の場合2,948,000円 3人の場合3,328,000円 4人の場合3,708,000円
5人目以降については、世帯人数が1人増えるごとに38万円を加算

■取扱金融機関

朝日信用金庫

押上支店 ☎3624-8241(業平3-5-8)
向島支店 ☎3624-2411(向島3-23-8)
立川支店 ☎3634-1211(立川1-4-10)

本所支店 ☎3624-1411(石原1-41-8)
八広支店 ☎3616-7171(八広2-46-8)
東向島支店 ☎3619-4311(東向島4-43-9)

東京シティ信用金庫

押上支店 ☎3625-3141(業平2-14-4)

菊川支店 ☎3633-1217(菊川3-16-17)

東京東信用金庫

本店 ☎3611-0131(東向島2-36-10)
吾嬬支店 ☎3611-4141(京島3-68-8)
押上支店 ☎3613-1241(文花1-7-4)
駒形支店 ☎3624-0511(東駒形3-19-8)
隅田支店 ☎3611-3177(墨田3-41-12)

本所支店 ☎3623-7111(石原4-18-5)
八広支店 ☎3616-0181(八広1-32-7)
両国支店 ☎3621-5611(両国4-35-9)
錦糸町支店 ☎3622-2131(太平3-3-8)

東京ベイ信用金庫

城東営業部 ☎3685-2311(江東区大島4-7-1)

小松川信用金庫

本店営業部 ☎3617-1201(江戸川区平井6-23-23) 中平井支店 ☎3611-6011(江戸川区平井6-51-18)

■ 申込必要書類

<必須書類>

- 申込書 (第1号様式)
- 誓約書 (第1号様式の2)
- 工事計画書 (第1号様式の3)
- 工事見積書
- 土地・家屋の登記事項証明書 ※東京法務局墨田出張所へ請求してください。☎3631-1408(菊川1-17-13)
- 世帯全員の続柄入りの住民票
- 前年の所得額がわかるもの (確定申告書、源泉徴収票等)

<場合によっては必要となる書類>

- 借家、借間又は借地の場合は、所有者からの承諾書 (第2号様式) ※親族所有の場合は不要
- 申込日の前年度の1月1日時点の住民登録が墨田区内でない場合は、**前年度**の住民税の納税証明書又は非課税証明書
例) 令和6年度に申込みの場合は、令和5年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書が必要となります。証明書は、証明する年度の1月1日時点に住民登録していた市区町村で交付されますので、令和5年の1月1日時点の住民登録が墨田区内でない場合は、その市区町村に請求してください。
- 建築確認申請を義務付けられている工事を行う場合は、建築確認済書
- 特別区分 (障害者) で申込みの場合は、障害者手帳等の写し
- 東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書の交付を受けている場合は、受理証明書又は受理証明カード等の写し
- その他、区が必要と判断した書類

■ 申込みから融資実行まで



【問い合わせ】
墨田区都市計画部住宅課 (区役所9階)
☎ 03-5608-6215
✉ juutaku@city.sumida.lg.jp